

公衆浴場法施行条例の措置基準について

1 公衆浴場法施行条例改正の検討について

(1) 条例改正の必要性

公衆浴場法施行条例（昭和 35 年岩手県条例第 58 号、昭和 36 年 1 月 1 日施行。以下「条例」という。）において規定する措置の基準（風紀の基準）について、次の理由により改正する方向での検討が必要となったこと。

ア 子どもの発育発達状況の変化

イ アの状況等を踏まえた、公衆浴場における衛生等管理要領（平成 12 年 12 月 15 日付け厚生省生活衛生局長通知。以下「要領」という。）の混浴制限年齢に係る規定の改正（引下げ）

(2) (1)の背景

ア 要領について

厚生労働省では、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により公衆浴場における衛生等の向上及び確保を図ることを目的として要領^{※1}を定めており、要領中に男女の混浴制限年齢を規定している。

イ 要領改正について

今般、厚生労働省が「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果の結果等を踏まえ、要領改正案のパブリック・コメントを経て、令和 2 年 12 月 10 日付けで次のとおり要領改正を行った。

◆要領改正^{※1}の内容

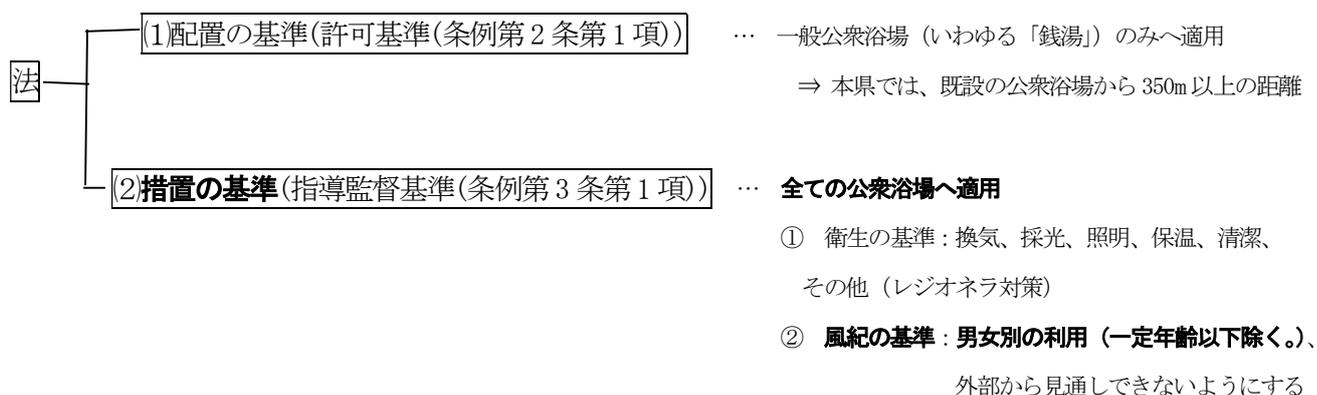
Ⅲ 衛生管理 第 1 一般公衆浴場 9(1)

改正前	改正後
おおむね <u>10 歳以上</u> の男女を混浴させないこと。	おおむね <u>7 歳以上</u> の男女を混浴させないこと。

※1 要領は、「国から地方公共団体への技術的助言（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項）」であり、今回の要領改正による条例改正の義務付けはないこと。

2 公衆浴場法の基準体系

公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）の規定を受け、条例において、許可基準である「配置の基準」と、指導監督の基準である「措置の基準（風紀の基準 等）」を定めている。



3 条例における混浴制限年齢の規定について（条例第3条第1項第24号）

規定	左の説明
脱衣室及び浴室は、男女ごとに設け、かつ、12歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定時（昭和35年）からの規定 ・ 制定当時の理由等は確認できないものであるが、本県以外にも12歳以上を条例で禁止している県があること。 ・ 国は、昭和62年の旧要領^{※2}制定時から、「おおむね10歳以上」を混浴制限年齢とする規定を設けている。

※2 現在の要領（平成12年制定）は、昭和62年3月30日付け制定の旧要領を全面的に見直す形で制定

4 各都道府県の条例における混浴制限年齢の規定について

(1) 各都道府県の条例規定状況等（令和2年11月調査）

要領改正を予定している旨の国からの情報提供を受け、令和2年11月に各都道府県へのアンケート調査を行ったところ、回答があった自治体（44自治体）のうち、条例で男女の混浴年齢制限を規定しているとした36自治体の状況は下表のとおりであり、12歳以上禁止としているのは、本県を含む4県（本県、山形県、栃木県及び岐阜県）であった。

【各都道府県へのアンケート調査結果】

N=36

12歳以上禁止	10歳以上禁止	8歳以上禁止	7歳以上禁止
4自治体（11.1%）	26自治体（72.2%）	5自治体（13.9%）	1自治体（2.8%）

(2) 各都道府県の条例改正に係る対応

(1)の調査に回答があった自治体については、いずれも、条例改正の必要性や改正する場合の内容について今後検討するとのことであった。

5 今後の対応について

(1) 対応の方向性（案）

- ア 要領改正に加え、条例制定当時（昭和35年）から子どもの発育発達状況が変化^{※3}しているほか、他都道府県の状況等を踏まえ、条例の混浴制限年齢（12歳以上）を改正する方向で検討する。
- イ 条例改正後の混浴制限年齢については、改正後の要領の基準（7歳以上）を基本としつつ、関係者からの意見等を踏まえ、適切な年齢を設定する。

※3 子どもの発育発達状況：文部科学省「学校保健統計（岩手県分）」

項目	S35年（条例制定時）	左に係る直近調査結果（R1年）の相当年齢
男子・身長	12歳（141.8cm）	10歳（139.7cm）に相当
男子・体重	12歳（35.0kg）	10歳（35.7kg）に相当
女子・身長	12歳（143.5cm）	10歳（140.9cm）に相当
女子・体重	12歳（37.4kg）	10歳（35.2kg）に相当

(2) 意見照会先等（案）

ア 関係者への意見照会

	対象者	照会内容例	照会趣旨等
I	生活衛生関係 営業審議会委員	混浴制限年齢 引下げに係る御 意見	公衆浴場入浴料金統制額の御審議をいただいている こと等を踏まえ、本案件（公衆浴場に係る重要事項） への御意見をいただきたいこと。
II	公衆浴場営業者 ※4		条例の混浴制限年齢については、公衆浴場営業者に 適用される規定（規制）であり、当該規定に係る違反 が発生した場合には、公衆浴場営業者が行政処分（営 業停止、許可取消）の対象となり得ることから、公衆 浴場営業者から意見を聴く必要があること。
III	教育委員会等 （県、市町村）※4	プールの着替 え等の際に男女 を別にする学年	混浴制限年齢引下げの検討に係る参考としたいこ と。

※4 公衆浴場営業者及び教育委員会等については、盛岡市内の方を除く。

イ 保健所（県）からの意見聴取

照会内容例	照会趣旨等
混浴制限年齢引 下げ後の指導監督	公衆浴場営業者への指導監督（立入検査等）を保健所で実施しており、 混浴制限年齢引下げ後も適切な指導監督を行う必要があること。

ウ 県民への意見照会（パブリック・コメントの実施）

照会内容例	照会趣旨等
混浴制限年齢引 下げに係る御意見	県民生活に密接に関係する条例の規定（規制）の改正を行おうとするた め、県民から御意見を伺う必要があること。

エ 盛岡市（盛岡市保健所）との情報共有

盛岡市内の公衆浴場については、盛岡市の条例が適用されており、**盛岡市の条例の現行規定**（12歳以上禁止）は**県と同じ**であるが、**盛岡市（盛岡市保健所）と情報共有を図りながら、混浴制限年齢引下げ（条例改正）について検討する必要があること。**

6 今後のスケジュール及び実施事項

令和3年度中を目途に、次の事項を実施する（※ 以下の○数字は、想定している実施順序）。

- ① 保健所（県）からの意見聴取
- ② 関係者への意見照会
- ③ 他都道府県への条例改正に係る対応状況再照会
- ④ 県民への意見照会（パブリック・コメント（1か月程度））（※ 県HPへの掲載、県合同庁舎等での書面閲覧）
⇒ この際に、生活衛生関係営業審議会委員へ、県民への意見照会に係る資料を送付
- ⑤ 県議会へ混浴制限年齢引下げに係る条例改正案を提案
（盛岡市（盛岡市保健所）との情報共有は、随時実施）